

質問事項に対する回答書④

(件名) 北陸自動車道 上越管理事務所新築工事

番号	日付	資料の種類	ページ	章の番号等	質問事項	回答
1	8月3日	金抜設計書			金抜設計書の数量について積算をした数量との差異があった場合、増減対象になりますでしょうか。	施設工事請負契約書第18条および第19条のとおり、必要があると認められる場合は請負代金額の増減が可能です。
2	8月3日	金抜設計書			実施設計後に金抜設計書の数量との差異があった場合、増減対象になりますでしょうか。	特記仕様書第1編1-6-4のとおり、実施設計後の内容に基づき設計変更を行います。
3	8月3日	金抜設計書			工事着手時に単価(材料・労務)に差異が出た場合、増減対象になりますでしょうか。	施設工事請負契約書第26条のとおり、単価の変動に伴う請負代金額の増減は可能です。
4	8月3日	金抜設計書			構造設計について実施設計時に変更になった場合、増減対象になりますでしょうか。	特記仕様書第1編1-6-4のとおり、実施設計後の内容に基づき設計変更を行います。